

企画提案公募実施要領

1 事業の目的

旅行における「食」は、旅行先選定の要因となるだけでなく旅行者満足度を向上させるコンテンツにもなる。インバウンドにおいても、地方観光地で「郷土食を食べる」ことは、旅行中にしてみたいことの上に挙げられている。

九州各県の観光情報サイトでは、各県が誇る郷土料理やおすすすめする個店の情報などを情報発信されている、日本酒・焼酎やラーメンなどすでに全国的に認知されている食もあるなど、特に九州来訪経験者に対しては九州の食の魅力が一定程度伝わっていると考えられる。

一方で、首都圏の女性の九州観光イメージでは北海道に比べて食のイメージが弱く、食のブランド化が確立されていないことが課題として挙げられている。

そこで、九州来訪経験者だけでなく未来訪者に対しても、九州の食の魅力を知ってもらうため、九州の食に関する価値の整理を行う。

そのうえで、来訪経験者には、さらに深い九州の食の魅力、食を通じた九州の魅力を伝えていくための記事を作成し、Webなどの媒体を通じて情報発信していくことで、九州の魅力＝食となるような取り組みを進めていく。

2. 委託事業の概要

(1) 事業名称 2018年度「九州の食」ブランド化推進事業

(2) 事業内容

- ①「九州の食」の価値の整理
- ②「九州の食」を伝えるWebサイト制作、運用
- ③九州の食のブランド化につながる「九州の食」に関する取材および記事化（写真撮影含む）

(3) 委託期間 契約締結日から2019年3月22日（金）まで

(4) 委託料上限額 4,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 成果物

- ①九州の食ブランド化推進事業 事業報告書
- ②九州の食ブランドを伝えるウェブサイトコンテンツ一式（記事、写真）
- ③その他、上記に付随するデジタルデータ等

(6) 著作権等

成果物に係る著作権、使用权等一切の権利は、発注者に帰属する。また、著作者人格権について行使しないことを求める。

3. 企画提案で求める内容

(1) 「九州の食」の価値の整理

- ・九州の食の価値（他地域と比べた強みや特徴）
- ・その価値を体現している代表的な料理等のビジュアル

- (2) 「九州の食」を伝える Web サイト制作、運用
 - ・ Web サイトの構成案
 - ・ Web サイトのイメージ案
 - ・ Web サイトの制作、運用のスケジュール案
- (3) 「九州の食」に関する記事の作成
 - ・ コンセプト
 - ・ 取材するコンテンツ案、取材先案
 - ・ 記事イメージ（過去に実際に作成した記事（日本語）を 1 本見本として提出すること）
- (4) その他
 - ・ 本事業で取材した内容について、九州観光推進機構 HP 以外の媒体を使って広く情報発信できる提案があれば追加提案すること。なお、追加提案に係る費用は、事業費内とすること
 - ・ その他、「九州の食」ブランド化を推進していくにあたり、次年度以降取り組むべき事項があれば提案すること（事業費の見積もりは不要）
- (5) 業務行程
 - ・ 本業務のスケジュール案
- (6) 業務実施体制（過去の類似業務の実績、責任者・業務分担等を記載した図表等）

4. 参加要件

企画提案は単独の法人、個人のほか、複数（以下、「共同企業体」という）での提案も認める。共同企業体の場合は代表者を定め、以後の手続きは当該代表者が行うこと。単独の場合は、(5)を除く全ての要件を満たすこととし、共同企業体の場合は(1)から(7)の要件を満たすこと。

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (2) 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (3) この公示日から審査会実施日までの間において、指名停止の措置を福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県から受けていない又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 項第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体構成員として重複参加をしないこと。
- (6) 原則として 1 年以上の営業実績を有していること。
- (7) 同種・同規模の業務に関する実績があること。

5. 質問及び回答

質問は、電子メールによるものに限る。14.に記載する事務局において9月26日(水)17時まで受け付

ける。質問及び回答は、9月28日(金)までにこの公募実施要項を掲載したホームページに掲載する。なお、積算に関する事項並びに他応募者からの提案書提出状況に関する事、当機構が受け付けない項目と判断したものについては、回答しない。

6. 参加表明の提出

本業務に企画提案書を提出する場合、9月26日(水)17時までに電子メールにて参加表明を提出すること。メールのタイトルは、「参加表明」とし、本文に担当者名および企画提案書の提出方法を記載すること。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 2018年10月12日(金)17時(必着)

(2) 提出部数 A4版片面印刷で正本1部、副本5部

※副本には応募者が特定できるような社名・デザイン・記述はしないこと。

(3) 提出方法 郵送・持参のいずれか

8. 審査項目

(1) 事業理解度 企画コンセプトが明確等

(2) 事業実現性 具体性がある内容で実現可能な企画、運営方法等

(3) 事業効果 期待される効果

(4) 見積妥当性

(5) 類似事業実績、実施体制

9. 選定委員会

本業務を委託する者を選定するために5名程度の委員からなる選定委員会を設置し、企画提案書の内容を踏まえて審査を行う。選定委員会は、一般社団法人九州観光推進機構の職員から選任する。

10. 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した者(共同企業体による提出の場合はその代表者)に対し電子メールにて速やかに通知する。

11. 日程

(1) 参加募集及び質問受付開始 2018年9月14日(金)

(2) 質問受付終了 2018年9月26日(水) 17時

(3) 参加表明受付終了 2018年9月26日(水) 17時

(4) 質問に対する回答 2018年9月28日(金)

(5) 企画提案書の提出期限 2018年10月12日(金)17時

(6) 最終審査結果の通知 2018年10月下旬

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類の内容の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は必要に応じ複写ができることとする。
- (4) 提出された書類に記載された個人情報は、本プロポーザルのみを使用し適正に管理する。

1 3. その他

- (1) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (2) 本プロポーザルに要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書に係る著作権等、企画提案において第三者との間に問題が生じた場合は、全て企画提案者の責任となる。

1 4. 書類の提出及び問い合わせ先

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通り2丁目 1-82

九州観光広報センター 担当：野間

電話：092-751-2951

FAX：092-751-2944

E-mail：k-noma@welcomekyushu.jp